

# 保護者の皆様へ ひょうご保育料軽減制度のご案内

兵庫県では、子育てしやすい環境づくりを推進するため、保育所や認定こども園等を利用するお子さんの保育料の一部を助成します。

## 1. 助成対象世帯

姫路市内に住所を有し、次の要件を全て満たすお子さんの保育料を助成します。

- (1) お子さん（0～2歳児クラス）が現在、対象施設又は事業を利用中
- (2) 「2. 所得要件」を満たす世帯

※1 幼児教育・保育無償化の対象となっている、または、国の規定に基づき、複数のお子さんがいること等による優遇措置（保育料の半額、無料）を受けているお子さんは対象外ですので、ご了承下さい。

## 2. 所得要件

市町民税所得割額が以下の世帯が対象になります。

第1子：57,700円未満

第2子以降：155,500円未満

- ※1 4月から8月までは令和元年度、9月から翌年3月までは令和2年度の市町民税所得割額で判定します。
- ※2 各市町の「利用者負担額の階層を決定する市町民税所得割額」を用います。
- ※3 第2子以降のお子でも、ひとり親世帯、在宅障害者のいる世帯等の場合、169,000円未満になります。

## 3. 助成する金額

月額5,000円を超える保育料に対して、以下の額（補助基準額）を助成します。  
ただし、保育料の1/2と下記補助基準額の低い方を助成限度額とします。

年齢区分	第1子	第2子以降
3歳未満児	10,000円	15,000円
3歳以上児	—（無償化）	—（無償化）

- ※1 3～5歳児クラスのお子さん、および0～2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さんは、保育料が無償化されているため補助対象外となります。
- ※2 保育料が月額5,000円以下の場合は補助対象外となります。
- ※3 100円未満の端数は切り捨てとなります。
- ※4 保育料とは各市町が条例、規則等により決定するものです。  
給食費や通園バス代等、各園が独自に徴収するものについては対象になりません。
- ※5 年齢区分は、令和2年4月1日現在の年齢によります。

## 4. 申請手続

助成の要件を満たし、本事業の申請をされる方は、申請用紙を在籍施設に提出してください。  
（申請用紙「ひょうご保育料軽減事業申請書兼請求書」は、各施設にあります。）

提出期間は、令和3年2月1日（月）～2月12日（金）です。（施設の休園日を除く）

※留学等で兄・姉が世帯と別に居住している場合は、保護者の申立書を添付してください。

### 【お問い合わせ先】

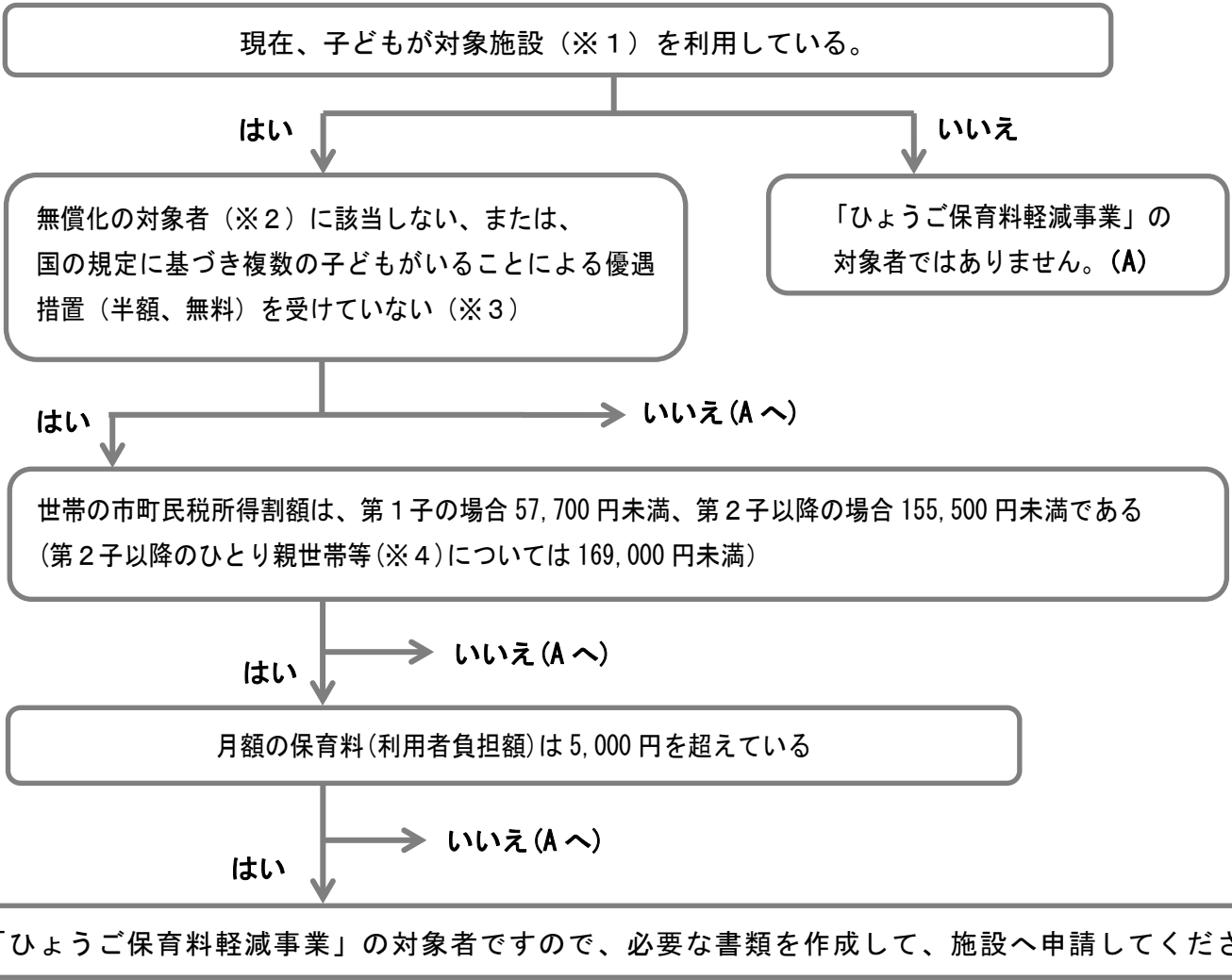
#### ○申請手続について

姫路市子ども未来局教育保育部  
こども保育課  
電話 079-221-2313（直通）  
受付時間：平日8時35分～17時20分

#### ○制度について

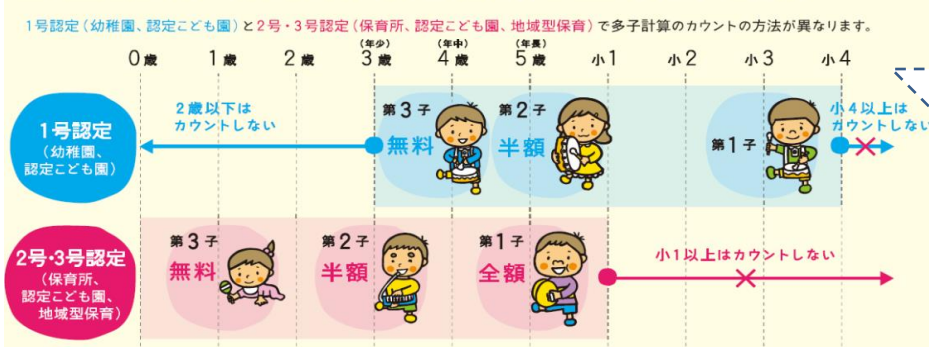
兵庫県健康福祉部  
少子高齢局こども政策課  
電話 078-341-7711（内線2870）  
受付時間：平日9時～12時、13時～17時30分

# ひょうご保育料軽減事業 補助対象世帯チェックシート



- ※1 保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
- ※2 無償化の対象者：3～5歳児クラスの子ども、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども
- ※3 次に該当する場合、国の保育料の負担軽減（半額、無料）があります。

<きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。>



年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充され、出生順でカウントします。

- ※4 ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

## 【参考：助成額（月額）の計算】

助成額（月額）＝保育料（月額）－5,000円 ※上限額（月額）は下表のとおり

区分	第1子	第2子以降
3歳未満児	10,000円	15,000円
3歳以上児	－（無償化）	－（無償化）

対象月は令和2年4月～令和3年3月の間で在園（保育料が発生）し、要件を満たしている期間になります。

※保育料の1/2と上記補助基準額の低い方を助成限度額とします。